

補助事業番号 21-37

補助事業名 平成21年度 消費者・環境志向型人材育成補助事業

補助事業者名 財団法人日本産業協会

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

中小企業の競争力強化となる消費者志向経営の充実を図るため、消費生活アドバイザー有資格者を地方都市に増やす必要性から、地方都市での試験を実施するとともに、eラーニングによる教育の発展を推進することにより、消費者・環境志向人材を養成し、もって機械工業の振興に寄与する。

(2) 実施内容

ア 消費生活アドバイザー試験の地方都市での実施

消費生活アドバイザー試験を、地方3都市（仙台、広島、高松）において一次試験（択一）を10月に実施した。

3ヶ所の受験申請者数は193人で最終合格者数は21人であった。

イ eラーニング手法による消費生活アドバイザー更新研修の実施

インターネットを活用する更新研修の本格的稼働であり、全国各地に在住する消費生活アドバイザー延べ2,533人からの受講があった。全更新講座受講者数（集合講座6,221人、eラーニング講座2,533人、合計8,754人）の28.9%であり、昨年度に比べ受講割合が約9.6%増加した。

2. 予想される事業実施効果

ア 消費生活アドバイザー試験の地方都市での実施

消費生活アドバイザー資格は、企業及び行政の消費者相談部門において活用される資格として普及し、現在、有資格者は1万2千人を超えている。昨年度より実施している地方3都市での試験においても、企業の消費者志向体制整備への関心が見られる受験申請があった。今後は、平成21年9月の消費者庁発足に伴い、国の消費者行政の拡充に呼応した企業の消費者部門等の社員等より、消費生活アドバイザー資格が注目されることになるとと思われる。

イ eラーニング手法による消費生活アドバイザー更新研修の実施

従来から実施の集合講座開催地から離れた地方都市在住の消費生活アドバイザーの資格更新に必要な単位取得方法の選択肢を拡大するため、本年度は4講座を実施した。これにより、更新に必要な4単位が同一年に取得できることになり、地方在住の消費生活アドバイザーの資格更新の利便性が格段に高まった。

3. 事業において作成した印刷物

ア 消費生活アドバイザー試験の地方都市での実施

試験告知用リーフレット

試験告知用ポスター

イ eラーニング手法による消費生活アドバイザー更新研修の実施

○学習用印刷教材

「インターネット時代の通信販売'09」

「インターネット時代の知的財産'09」

「改正特商法・割販法の概要」

「私たちの暮らしと省エネルギー」

○報告書

「平成21年度消費生活アドバイザー更新研修 eラーニング講座実施報告書」

4. 事業内容についての問い合わせ

団体名： 財団法人 日本産業協会（ニホンサンギョウキョウカイ）

住所： 101-0047

東京都千代田区内神田二丁目11番1号 島田ビル3階

代表者： 会長 歌田 勝弘（ウタダ カツヒロ）

担当部署： 総務課（ソウムカ）

担当者名： 総務課長 川口 真理（カワグチ マリ）

電話番号： 03-3256-7731

F A X： 03-3256-3010

U R L： <http://www.nissankyo.or.jp/>